

函館市榎法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金
交付要綱を廃止する要綱

函館市榎法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金交付要綱
(平成28年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の函館市榎法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金交付要綱の規定に基づき交付している補助金については、同要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。